

平成14年5月7日

島 場 報

ア 筆記試験（国語・数学・社会・作文）
 イ 口述試験
 ウ 適性検査
 エ 身体検査

(三) この試験に関する問い合わせは、自衛隊島根地方連絡部（松江市学園一の島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱（平成十二年島根県告示第百九十二号）

一四 電話〇八五二（一一）〇〇一五に連絡すること。

島根県告示第四百八十二号

島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱（平成十二年島根県告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成十四年五月七日

島根県知事 澄田信義

附 則

1 この告示は、平成十四年五月七日から施行する。

2 この告示による改正後の島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十四年四月二日以降に貸し付けられる島根ぶどう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根ぶどう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

島根県告示第四百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定により、邑智郡川本町土地改良区の定款変更を平成十四年四月二十三日付けで認可した。

平成十四年五月七日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行を認可した。

平成十四年五月七日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	認可年月日
能義郡広瀬町土 地改良区	宮の谷地区区画整理事業（基盤整備促進事業）	平成十四年四月二十四日

島根県告示第四百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があつたので、同条第一項の規定により告示する。

平成十四年五月七日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
宍道町	鏡地区用排水施設事業（ため池等整備事業）	平成十四年三月十六日

島根県告示第四百八十六号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年五月七日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

八束郡美保関町大字雲津五八三一四、五八三一五、五八三一六

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

島根県告示第四百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより、意見を述べることができる。

平成十四年五月七日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東出雲ショッピングパーク 八束郡東出雲町錦新町八丁目一番地二

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

コーナン商事株式会社 代表取締役社長 足田耗造 大阪府堺市鳳東町六丁六三七番地一

協同組合東出雲ショッピングパーク 理事長 岸本正史 八束郡東出雲町錦新町八丁目一番地三

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）設置者住所 八束郡東出雲町大字揖屋町一一二五

（変更後）設置者住所 八束郡東出雲町錦新町八丁目一番地三

4 変更の年月日

平成十四年四月十一日

二 届出年月日 平成十四年四月二十二日

三 届出及び添付書類の縦覧場所

東出雲町まちづくり推進課（八束郡東出雲町大字揖屋町一一四一）

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び住所の事務所の所在地）

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第四百八十八号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年五月七日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	県道	路線名	区間	道路		
後	前	後	前	変更別前	敷地の幅員	区域
"	"	"	"	"	"	"
益田阿武線	津和野田万川線	益田澄川線	桜江金城線	頓原八神線	佐田八神線	佐田八神線
で益田市川登町一一五〇番一地先から同番地先ま	益田市桂平町一〇二四番二地先から同町一二三一 六番四地先まで	益田市駅前町一七一番一三地先から同町一四二 番二地先まで	那賀郡金城町大字追原九四八番二地先から同大 字二一九一番二地先まで	飯石郡頓原町大字獅子二二八番地先から同大字 二一九番五地先まで	飯石郡頓原町大字獅子二二六番三地先から同大 字二一九番五地先まで	飯石郡頓原町大字獅子二二六番三地先から同大 字二一九番五地先まで
前	後	前	後	前	後	前
一六・ 二六・ 五〇・ 五〇	四・ 五〇・ 五〇	四・ 五〇・ 七・ 五〇	一九・ 一〇・ 一九・ 〇	八・ 四〇・ 八・ 六〇	一一・ 五〇・ 〇	三・ 〇〇・ 二七・ 〇
三八・ 〇〇	二〇・ 〇〇	二〇・ 〇〇	一七・ 八・ 〇〇	二一八・ 五〇	二一八・ 五〇	四四五・ 五〇
一一・ 〇〇	二〇・ 〇〇	二〇・ 〇〇	一七・ 八・ 〇〇	二一八・ 五〇	二一八・ 五〇	四四五・ 五〇
"	"	益田土木建築事務所	浜田土木建築事務所	"	木次土木建築事務所	管轄する土木建築事務所又は土木建築事務所の名称
"	"	拡幅	"	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	道路改良工事	備考
"	"	ダブルウェイ解消	"	"	拡幅	

県道	一般国道	道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
川本波多線	頤原八神線	佐田八神線	三百七十五号	三百七十五号	四一六・〇〇メートル	平成十四年五月七日	大田土木建築事務所	島根県知事 澄田信義
邑智郡邑智町大字粕瀬九〇番五地先から同大字一八二番六地先まで	飯石郡頤原町大字獅子二一八番地先から同大字二一九番五地先まで	飯石郡頤原町大字獅子二一六番三地先から同大字二一九番五地先まで	邑智郡邑智町大字粕瀬一九二番地先から同大字八一番一地先まで	大田市川合町川合字南代三二五一一番二地先から同字三一〇四番一地先まで	二七三・〇〇	平成十四年五月七日	川本土木建築事務所	津和野土木事務所
一〇三・〇〇	五八・〇〇	一二六・〇〇	一一六・〇〇	鹿足郡津和野町大字山下字子上川端二三二番	後	一九・二〇・〇〇	一六・二〇・〇〇	三・八〇・二・〇〇
八日 平成十四年五月十	日 平成十四年五月七	日 平成十四年五月九	日 平成十四年五月七	六地先から同番地先まで	前	二〇・二八・五〇	七・二三・〇〇	二八・三・〇〇
川本土木建築事務所	"	木次土木建築事務所	木次土木建築事務所	美濃郡美都町大字宇津川口六三五番一地先から同大字五九三番一地先まで	後	三三五・〇〇	三〇・〇〇	三八・〇〇

島根県告示第四百八十九号
道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条
条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十四年五月七日

津和野田万川線	浜田美都線	"	"	"
鹿足郡津和野町大字山下字子上川端二三二番	美濃郡美都町大字宇津川口六三五番一地先から同大字五九三番一地先まで	六地先から同番地先まで	鹿足郡津和野町大字山下字子上川端二三二番	六地先から同番地先まで
後	前	後	前	後
一九・二〇・〇〇	一六・二〇・〇〇	七・二三・〇〇	三・八〇・二・〇〇	二〇・二八・五〇
三〇・〇〇	三〇・〇〇	三三五・〇〇	三三五・〇〇	三八・〇〇
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"

津和野田万川線	益田市桂平町一〇二四番二地先から同町二三一 六番四地先まで	平成十四年五月七日	平成十四年五月七日	益田土木建築事務所
浜田美都線	益田市川登町一一五〇番一地先から同番地先まで	三八・〇〇	平成十四年五月七日	平成十四年五月七日
津和野田万川線	鹿足郡津和野町大字山下字道端九八番地先から 同字家の前七四番一地先まで	三三五・〇〇	平成十四年五月七日	平成十四年五月七日

島根県告示第四百九十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、浜田市長浜土地区画整理組合理事長宮本延壽から平成十四年四月十五日付けで換地処分を行つた旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年五月七日

島根県知事 澄田信義

大社町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十七年六月八日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和五十七年島根県告示第六百七十六号、平成三年島根県告示第五百二十九号、平成八年島根県告示第五百五十八号、平成十一年島根県告示第九百二十号及び平成十三年島根県告示第四百九十二号の事業地のうち、大社町大字杵築西字山内、大字杵築北字片山、大字杵築北字坂宮分、大字杵築北字上中分、大字杵築北字英徳寺坂、大字杵築西字上大土地、大字杵築西字小土地、大字杵築西字山内、大字北荒木字湊八通、大字北荒木字下分、大字北荒木字中分及び大字北荒木字浜根を変更し、大字杵築北字稻佐、大字杵築北字稻佐平、大字杵築北字権兵衛谷及び大字修理免字西原を追加する。

平成十四年五月七日

島根県知事 澄田信義

公 告

一 施行者の名称

大社町

二 都市計画事業の種類及び名称

大社都市計画下水道事業

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第
三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年五月七日

島根県知事 澄田信義

二 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課一 開発区域
八束郡玉湯町大字湯町一、八一五番地一 外五筆
面積 一、九五三・七五平方メートル二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八束郡宍道町大字宍道八〇三番地二

株式会社三協住宅 代表取締役 坂本憲治

教育委員会公告

平成十五年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成十四年五月七日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

一 目的

この試験は、平成十五年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために行います。

二 出願資格

次の(一)及び(二)に該当する者が出願できます。

- (一) 地方公務員法第十六条及び学校教育法第九条の欠格事由に該当しない者
(二) 次表に定める募集種別・募集教科(科目等)の教員免許状等資格及び年齢等資格を有する者

一 都市計画の種類
江津都市計画下水道

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十四年五月七日

島根県知事 澄田信義

III		II	I	区分
小・中学校		中学校	小学校	募集種別
教諭		教諭	教諭	募集教科(科目等)
数	度	人程度	人程度	人募集
IIの内	分I+II	二十五人程度	二十五人程度	募集教科(科目等)
中学校	小学校	国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭
国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭	国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭	● 小学校教諭の普通免許状所有者 ● 中学校教諭の普通免許状所有者	● 小学校教諭の普通免許状所有者 ● 中学校教諭の普通免許状所有者	教員免許状等資格
● 中学校教諭の普通免許状所有者	● 小学校教諭の普通免許状所有者	● 昭和四十三年四月二日以降の出生者 ● 現に国公私立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭(正式採用)として勤務中の者又は勤務したことのある者は、昭和三十三年四月二日以降の出生者	● 昭和四十三年四月二日以降の出生者 ● 現に国公私立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭(正式採用)として勤務中の者又は勤務したことのある者は、昭和三十三年四月二日以降の出生者	年齢等資格
○ 昭和三十三年四月二日以降の出生者 ○ 現に国公私立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭(正式採用)として勤務中の者又は勤務したことのある者で、平成十五年三月末現在で一年以上勤務経験を有する者 ○ 石見地域(大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・宍道郡・那賀郡・美濃郡・鹿足郡)又は隱岐地域(隱岐郡)に限って勤務できる者				

三

(一) 出願手続

- (一) 出願期間 平成十四年五月二十八日(火)から六月七日(金)(必着)まで
- (二) 教員免許状等資格の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状に限ります。
- (三) 平成十五年三月末までに教員免許状取得見込の者も所有者とみなします。
- 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。この場合、上表募集種別欄の「教諭」を「任用の期限を付さない常勤講師」と読み替えます。

備考	VI 養護教諭	V 特殊教育諸学校				IV 高等学校			
		教諭				助教諭 (臨時 免許状)	教諭 (特別 免許状)	教諭	
		十二人 程度						二十五 人程度	二十五 人程度
度	三人程	高等部	中学部・ 高等部	中学部	小学部				
		農業	国語、社会・地理歴史、 英語、音楽、美数	技術					
		●盲・聾・養護学校教諭の普通免許状所有者で、かつ当該 校教諭の普通免許状所有者				●盲・聾・養護学校教諭の普通免許状所有者で、かつ当該 教科の中学校教諭の普通免許状所有者	●盲・聾・養護学校教諭の普通免許状所有者で、かつ当該 教科の中学校及び高等学校教諭の普通免許状所有者	●盲・聾・養護学校教諭の普通免許状所有者で、かつ当該 教科の高等学校教諭の普通免許状所有者	●盲・聾・養護学校教諭の普通免許状所有者で、かつ当該 教科の高等学校教諭の普通免許状所有者
		●養護教諭の普通免許状所有者				●昭和四十三年四月二日以降の出生者	●昭和四十三年四月二日以降の出生者	●昭和四十三年四月二日以降の出生者	●昭和四十三年四月二日以降の出生者
		●昭和四十三年四月二日以降の出生者				●現に国公私立の小・中・高・特殊教育諸学校の教 諭(正式採用)として勤務中の者又は勤務したこ とのある者は、昭和三十三年四月二日以降の出生 者			

- ただし、郵送の場合は、平成十四年六月五日(水)消印有効とします。
- 持参の場合の受付時間は、月々金曜日の九時から十七時とします。

単位修得証明書 (開封したものは無効)	学校図書館司書教諭の講習の修了証書の写し	●高等学校教諭(特別免許状)及び助教諭(臨時免許状)の出願者のみ、学士の学位を取得した大学の卒業証明書(卒業予定者にあっては、その大学の発行する卒業見込証明書)を提出すること。
1	1	1

願書	提出書類	部数
デ タ 入 力 票	●本県所定の用紙(E-1)を使用すること。(記入例はC-1~6。)	
自 己 ア ピ ル	●本県所定の用紙(F-1)を使用すること。	
(免許状所有者)	<ul style="list-style-type: none"> ●所有するすべての普通免許状の写し(裏表A4サイズ両面コピー)。 ●なお、免許状記載の氏名に変更がある場合には、それを証明する書類を添付すること。(免許状取得見込者) 	
学業成績証明書等 (開封したものは無効)	<ul style="list-style-type: none"> ●平成十五年三月卒業予定者は、その大学の発行する免許状取得見込証明書。 ●通信教育受講者等は、免許取得可能であることを証明する書類(履修証明書等)。 ●最終学校の学業成績証明書。 ●平成十五年三月卒業予定者は、その学校の発行する学業成績証明書。 ●大学院及び専攻科等の修了者(修了予定者)は、その学業成績証明書を併せて提出すること。 	
連絡用封筒	<ul style="list-style-type: none"> ●のり付(両面テープ貼付可)封筒角形二号(三三三・二cm×二四・〇cm)四百十円分の切手を貼付すること。 ●二部とも封筒の表に、郵便番号、住所、氏名(「様」をつける)を明記すること。 	
	2 1 1	

- 郵送、持参いずれの場合も、別添の専用封筒を使用してください。
- (二) 願書等の提出先　〒六九〇一八五〇二 松江市殿町一番地　島根県教育厅義務教育課
- (三) 留意事項
- (ア) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

- (イ) 区分Ⅲは、勤務地域を石見地域又は隱岐地域の小学校又は中学校に限定して募集するものです。石見地域又は隱岐地域のいずれかを出願時に指定してください。
- (ウ) 区分Ⅳ高等学校教諭(特別免許状)の出願者については、社会的実務経験に関する書類の提出が必要です。このことについては、後日担当者が連絡します。
- (エ) 書類不備のものは受け付けません。

(四) 提出書類

(イ) 期日及び会場

① 筆記試験等

期日・平成十四年七月二十一日（日）

会場・島根県立松江東高等学校 松江市西川津町五一〇

島根県立松江商業高等学校 松江市浜乃木八丁目一一一

(ロ) 面接試験

期日・平成十四年七月二十二日（月）・二十三日（火）

会場・くにびきメッセ（島根県立産業交流会館） 松江市学園南一丁目二一一

※期日、会場については、受験票送付の際に通知します。

(ア) 試験内容等

区分 試験 日	筆記	七月二十一日（日）	I及び IIIの小 学校出 願者		II及び IIIの中 学校出 願者		IV
			教養	教育公務員と して必要な一 般教養や教職 教育	教養	教育公務員と して必要な各教科の専門的知識や教 養	
● 小学校教諭として必要な専門的知識や教養	● 中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養	● 体育実技 なわとび・マット運動・跳び箱運動・鉄棒運動・障害走・走り幅跳び ・バスケットボール・サッカー・表現の中から二種目程度を当日指定 して実施	○ 音楽出願者 ピアノ弾き歌い、アルトリコーダーの初見演奏等	○ 保健体育出願者 ①武道（柔道又は剣道のいずれかを出願時に自分で選択） ②陸上競技・器械運動・球技・ダンスの中から一つ三種目を当日指定 して実施	○ 美術出願者 水彩画	○ 技術出願者 パソコンの基本操作	○ 音楽出願者 ピアノ弾き歌い、アルトリコーダーの初見演奏等
● 理科（物理・化学）出願者については、理 科全般及びそれぞれの科目の専門的知識や 教養	○ 家庭出願者 被服、食物に関する実技	○ 保健体育出願者 ①武道（柔道又は剣道のいずれかを出願時に自分で選択） ②陸上競技・器械運動・球技・ダンスの中から一つ三種目を当日指定 して実施	○ 家庭出願者 被服、食物に関する実技	○ 音楽出願者 ピアノ弾き歌い、アルトリコーダーの初見演奏等	○ 保健体育出願者 ①武道（柔道又は剣道のいずれかを出願時に自分で選択） ②陸上競技・器械運動・球技・ダンスの中から一つ三種目を当日指定 して実施	○ 家庭出願者 被服、食物に関する実技	● 音楽実技 なわとび・マット運動・跳び箱運動・鉄棒運動・障害走・走り幅跳び ・バスケットボール・サッカー・表現の中から二種目程度を当日指定 して実施
面接	面接	七月二十二日（火）	七月二十三日（水）				

全受験者	小論文	VI	V			
			高等部	中学・高等部	中学部	小学部
全受験者	適任検査	(2) 第二次試験	※携行品については、受験票送付の際に通知します。	●特殊教育諸学校教諭として必要な専門的知識や教養	●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養	●小学校教諭として必要な専門的知識や教養
全受験者	面接			●養護教諭として必要な専門的知識や教養	●中・高等学校教諭として必要な各教科（科目）の専門的知識や教養	●技術出願者
区分Ⅵを除く受験者 (区分Ⅵの受験者は、ロールプレイを行なう。)	模擬授業等			●高等學校教諭として必要な各教科（科目）の専門的知識や教養	●保健体育出願者 ①武道（柔道又は剣道のいずれかを出願時に自分で選択） ②陸上競技・器械運動・球技・ダンスの中から一つ三種目を当日指定して実施	●パソコンの基本操作
区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ、Ⅵの保健体育受験者	水泳実技	(1) 試験内容等	(2) 試験結果の通知	●養護に関すること	○音楽出願者 ピアノ弾き歌い、アルトリコーダーの初見演奏等 ○美術出願者 水彩画 ○家庭出願者 被服、食物に関する実技	●体育実技 なわとび・マット運動・跳び箱運動・鉄棒運動・障害走・走り幅跳び・バスケットボール・サッカー・表現の中から二種目程度を当日指定して実施
技術者と商業受験者を除く受験者	パソコン実技					
各区分の英語受験者	英会話					
区分Ⅰ、Ⅲ、Ⅴのみの受験者	音楽実技					
者	理科実技					

(三) その他

第二次試験受験者には身体検査として、健康診断書の提出を求めます。

五 採用候補者名簿登載等

(一) 選考試験の成績及び提出された書類等により教員採用候補者を選考し、平成十五年

度島根県公立学校教員採用候補者名簿（以下、「名簿」という。）に登載します。この

場合、出願した区分と異なる区分に登載することがあります。

(二) 中学校教諭採用候補者の選考にあたっては、中学校の複数教科の普通免許状を所有

していることを考慮します。

(三) 高等学校教諭採用候補者（英語）の選考にあたっては、中国語、朝鮮語、韓国語の普通免許状を所有していることを考慮します。

(四) 特殊教育諸学校教諭採用候補者の選考にあたっては、複数の種別又は教科の普通免許状を所有していることを考慮します。

(五) 教諭採用候補者の選考にあたっては、学校図書館司書教諭の講習の修了証書を所有

していることを考慮します。

(六) 登載の結果については平成十四年十月十日(木)午前九時に県庁前掲示板に掲示するほか、第二次試験の途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。

(七) 名簿の登載有効期間は、登載された日から平成十六年四月一日までとします。

(八) 資格要件を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取消します。

(九) 名簿に登載された区分の校種と異なる校種に配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。

(十) 区分Ⅳ高等学校教諭（特別免許状）の採用にあたっては、教育職員検定に合格し特別免許状の授与を受ける必要があります。

(十一) 区分Ⅳ高等学校助教諭（臨時免許状）の採用にあたっては、教育職員検定に合格し臨時免許状の授与を受ける必要があります。臨時免許状の有効期間（三年）内に

「職業指導」等の単位を修得し、当該普通免許状を取得すれば、日本国籍を有する者にあつては教諭に、日本国籍を有しない者にあつては任用の期限を付さない常勤講師に任用することとします。免許状取得に要する経費は自己負担とします。

(十二) 選考結果の情報提供を名簿に登載されなかつた者のうち、希望する者に対して行

六 その他

います。希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。提供する情報は、総合評価による区分とします。

(一) 受験票が平成十四年七月五日（金）までに届かない場合は連絡してください。

(二) この選考試験に関する問い合わせ先は次のとおりです。

島根県教育厅義務教育課 ☎ (〇八五二) 二二一五四二一
島根県教育厅高校教育課 ☎ (〇八五二) 二二一五四二一

(三) 提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに文書（はがき可）で届け出してください。ただし、出願種別、教科等の変更是できません。

(四) 提出書類については、一切返却しません。

監査委員告示

監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定に基づき包括外部監査人山川博司から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調つたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年五月七日

島根県監査委員	上代義郎
同 同	岡本昭二
生 品 川 卯 一	田 洋 一

一 監査の事務を補助する者の氏名及び住所
錦織 澄 松江市南田町一二三番地三

渡部一博 松江市学園南一丁目六番一八号

二 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成十四年四月二十二日から平成十五年三月三十一日まで

平成十四年三月二十六日付け島根県報号外第二〇号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
二	下	終わりから十 五から十六	島根県環境保全条例施行 規則	島根県自然環境保全条例 施行規則
四	下段 ○三中	箇所 公告の表の二 大原郡森林組合	誤 正	

平成十四年四月十九日付け島根県報第一、三六一号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

平成
十四年
五月
七日
発行

毎週火・金曜日発行

発行者
島根県

印発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所
所

定価一箇月
金二千四百二十円
(送料共)